

船舶事故調査報告書

平成29年10月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年4月16日 11時15分ごろ
発生場所	岩手県宮古市宮古港 宮古港藤原防波堤灯台から真方位055°670m付近 (概位 北緯39°37.9′ 東経141°59.0′)
事故の概要	漁船 ^{こうりょう} 光漁丸は、南西進中、また、シーカヤック（船名なし）は、南西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年4月18日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 光漁丸、0.4トン IT3-55765（漁船登録番号）、宮古漁業協同組合 B シーカヤック（船名なし）、長さ5.2m なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊・特定 B 漕手B、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	A なし B 船尾部に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約0.3m 宮古市には、4月10日16時54分に強風注意報が発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、採介藻漁の操業を行っていたところ、風が強くなったので帰港することとし、船長Aが船尾で船外機を操作し、微速力前進で宮古港の藤原ふ頭に向かって南西進中、B船と衝突した。 船長Aは、衝突の衝撃でB船と衝突したことに気付き、落水した漕手Bを救助した。 船長Aは、船首方の見張りを行っていたが、風が強い状況下、手漕ぎボート等が航行していると思わず、B船が、白波に紛れたか、又は、波で上下動していた船首の死角に入ったかしてB船に気付かなかったのではないかと本事故後に思った。 B船は、宮古港周辺で遊走を行っていたところ、風が強くなったので帰港することとし、漕手Bが船首方を向いてパドルを漕ぎ、歩く程度の速力で藤原ふ頭に向かって南西進中、A船と衝突した。 漕手Bは、本事故時、船尾方からのエンジン音を聞き、振り返った

	<p>ところA船が接近していることに気付いたが、A船の動静が分からず、また、シーカヤックで急に方向転換することを危険と思い、A船が避航してくれることを期待した。</p> <p>漕手Bは、救命胴衣を着用していたが、有効な音響による信号等を行うことができる手段として笛等を備えていなかった。</p>
分析	<p>A船は、風力4の南西風が吹く状況下、船首方から風を受けて南西進中、船長Aが、気象及び海象の状況から手漕ぎボート等が航行していることはないと思い、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、B船に衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、風力4の南西風が吹く状況下、船首方から風を受けて南西進中、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、風力4の南西風が吹く状況下、A船及びB船が共に船首方から風を受けて南西進中、船長Aが、気象及び海象の状況から手漕ぎボート等が航行していることはないと思い、船首方の見張りを適切に行っていなかったため、A船がB船に衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>漕手Bは、本事故後、視認性を高める目的で、船体に旗竿（高さ約1.2m、約30cm×約50cmのピンク色の旗）を取り付けた。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。 ・ シーカヤック等の漕手は、笛等を携行するなど、有効な音響による信号等を行うことができる手段を講じておくことが望ましい。